

## 「武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業」に係る 事業契約の内容について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に準じ、武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業に係る事業契約の内容をここに公表する。

令和元年10月7日

武豊町長 初山 芳輝

### 1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 (仮称) 武豊町屋内温水プール施設  
立地 愛知県知多郡武豊町字忠白田 (11-7、11-15、11-25、  
11-26、11-36~38)、字一号地 (4-1、4-4、4-14~16、  
4-24、4-25、11-17、11-36)、字里中 (31-1)

### 2. 選定事業者の商号又は名称

名称 武豊ウェルネスパートナーズ株式会社  
所在地 愛知県知多郡武豊町字向陽三丁目1番地  
代表者 代表取締役 岩倉 正明

### 3. 公共施設等の整備等の内容

武豊町屋内温水プール施設を対象とする設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務、運營業務

### 4. 契約期間

令和元年9月24日から令和19年3月31日まで

### 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

(町による本契約の終了)

第78条 町は、本施設の町への引渡しの前に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を町が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 事業者が業務開始予定日を経過したにもかかわらず、設計又は建設・工事監理業務に着手せず、町が相当の期間を定めて催告しても着手しないことについて、事業者から町が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し予定日に、本契約に従

って本施設の引渡しが行なわれないとき。ただし、町及び事業者の合意により引渡し予定日が変更された場合は、この限りでない。

(3) 前2号に定めるほか、事業者が本契約に違反し、町が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。

2 町は、本施設の町への引渡しの後に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を町が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の運用開始予定日までに開業できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、町及び事業者の合意により運用開始予定日が変更された場合は、この限りでない。

(2) 事業者が提供するサービスが、第54条第1項に規定する本施設の維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、第71条に規定する不適合業務として認められ、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、町から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされず、かつ、当該不適合な状態により本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(3) 事業者が提供するサービスが、第54条第1項に規定する本施設の維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

3 町は、本施設の町への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

(1) 本施設が利用できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。

(2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等でその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(3) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。

(4) 事業者が故意又は過失により、通常業務報告書等及び随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。

(6) 前各号に定めるほか、事業者が本契約に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

4 本契約が、前3項の規定により終了した場合は、町及び事業者は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、町に対し、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10の違約金を直ちに支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、町の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 町は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使すること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、町に対し、維持管理及び運營業務の当該事業年度のサービスの対価の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、町の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 町は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、本契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。また、町は、本契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運營業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第69条に定められた方法により支払うものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、町による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。

(事業者による本契約の終了)

第79条 事業者は、町がサービスの対価の支払義務その他の本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、町に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 町及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 町は、出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を買取ることを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 町は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失のうち町の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 町は、事業者の維持管理及び運營業務の受託者の契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち町の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(町の公益上の事由による契約終了)

第80条 町は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 町及び事業者は、本契約が、前項の規定により終了した場合、前条第2項を準用して適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第81条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で町及び事業者との間の協議が整わないときは、町は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定により本契約の全部が終了する場合には、町及び事業者は、次の各号に掲げる本契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 町は、出来形部分がある場合には、本施設の出来形部分を検査の上、保険により填補されるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を買収すること。この場合において、買収代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 町は、アに規定する買収代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、当該買収代金によっては填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者との協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買収するものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 町は、事業者の維持管理及び運營業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者に係る逸失利益を含まないその他の費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にある保険により

填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、町の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、町及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、町が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

## 6. 契約金額

3,872,130,900円（消費税及び地方消費税を含む）

## 7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

（契約期間）

第76条 本契約の有効期間は、本契約締結日から令和19年3月31日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である町又は事業者の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

（期間満了時の取扱い）

第77条 事業者は、本契約終了に当たり、町が継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項を町に説明し、事業者が使用した維持管理及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を町に提供する等、本施設の維持管理及び運営業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。